

平成 16 年 4 月 21 日

関 係 各 位

社団法人 日本溶接容器工業会

### バルク貯槽・容器の保証規程について

国民生活に不可欠なエネルギーである LP ガスは、環境にやさしく、利便性が高く、加えて災害に強いエネルギーとして、さらにここ数年来事故が激減し、安全性の高いエネルギーとしても存在感を高めているところであります。

しかしながら、昨今のエネルギー事情は、電力、天然ガス等競合エネルギーが取り巻く中で極めて厳しい状況にあることも否めません。

こうした中で、平成 9 年 4 月から施行された新基準に基づく民生用バルク供給システムは、配送コスト削減策として、流通合理化、効率化を目指し、いち早く LP ガス業界に受け入れられ、急速に普及が拡大しております。

バルク貯槽・容器メーカーと致しましては LP ガス業界の一翼を担う立場として、さらなる安全確保を積極的に推進すると同時にバルク貯槽・容器の品質および性能向上に全力で努め、消費者保安に寄与したいと考えております。

上記の観点から、この度、私ども社団法人日本溶接容器工業会では、「バルク貯槽・容器に関する保証規程」を制定いたしました。これによりまして製品の有する機能が正常に維持できるよう、またバルク貯槽・容器の正しい取扱い方等につきましても啓蒙を図って参りたいと存じますので、皆様の格段なるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

社団法人 日本溶接容器工業会  
LP ガスバルク貯槽に関する保証規程

(目 的)

この規程は、社団法人日本溶接容器工業会の会員である貯槽製造業者及び貯槽輸入業者(以下「製造業者等」という。)が製造若しくは輸入して販売する LP ガスバルク貯槽の品質保証及び製品補償について、製造業者等の責任とその範囲を明確にすることを目的とします。

(適用範囲)

この規程は、LP ガスバルク貯槽(但し、充てん量が 3000 キログラム以上の貯槽は含まない。以下「バルク貯槽」という。)であって、次の各号のいずれかに該当するものに適用します。

①高圧ガス保安法第 56 条の 3 に定められた特定設備検査を受け、同法第 56 条の 4 に定められた特定設備検査合格証の交付を受けたものであること。

②同法第 56 条の 6 の 2 に定められた登録特定設備製造業者の製造したものであって、同法第 56 条の 6 の 14 に定められた特定設備基準適合証の交付を受けたものであること。

(保証の範囲及び内容)

製造業者等は、バルク貯槽(製造業者等が装備した「附属機器」を含む。以下同じ。)が「通常の使用状態」で使用されたにもかかわらず、引渡し後 18 ヶ月の期間内に、「使用上の支障」が生じた場合において、その原因が製造業者等の責任に帰することが明白な場合には、無償にて当該支障を生じた箇所の修理又は交換を行います。

(定 義)

「附属機器」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)施行規則第 19 条第 3 号及び同施行規則第 54 条第 2 号によりバルク貯槽に装着される機器であって次のものをいいます。

① 安全弁及び安全弁元弁、②液面計、③過充てん防止装置、④液取入弁及び液取入弁用カップリング、⑤ガス取出弁、⑥液取出弁、⑦均圧弁及び均圧弁用カップリング(装着された場合)、⑧ガス放出防止器(製造業者等が供給した場合)

「通常の使用状態」とは次のすべての要件を満たす状態をいいます。

①引渡し後、使用者による加工が行われていないこと。

②製造業者等が支給する取扱説明書に従って取り扱われていること。

③バルク貯槽が液石法第 16 条の 2 及び同法第 37 条に規定された供給設備として供される場合にあつてはこれらの法に定められている技術上の基準に、又、これらの法以外に定められた供給設備として供される場合にあつてはその適用される関係法令で定められている技術上の基準に適合す

るよう設置され取り扱われていること。

- ④バルク貯槽が液石法施行規則第36条第1項第1号に規定された点検が同施行規則第36条第1項第2号に規定された点検者により、又、これらの法以外に定められた供給設備として供される場合にあってはその適用される関係法令で定められている点検者により点検がなされていること。

「使用上の支障」とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①バルク貯槽本体が液石法第16条の2及び第37条に定められた供給設備としての性能を発揮しない状態。
- ②製造業者等によって装備された附属機器がバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示に定められた附属機器としての性能を発揮しない状態。

#### (損害賠償)

バルク貯槽が「通常の使用状態」で使用されたにもかかわらず、製造業者等と保険会社との契約で定めた生産物賠償責任保険の有効期間内に、明らかにバルク貯槽が原因と特定できる事故が発生し、その結果、人的・物的な損害を生じた場合、製造業者等は、生産物賠償責任保険の範囲においてその損害を補償します。

#### (保証の対象外)

次のいずれかに該当する損傷は、保証の対象としません。

- ①LPガス及びLPガスを供給する周辺機器に起因する損傷。
- ②風水害、雪害、地震、落雷等の天災並びに火災、塩害、ガス害等の製造業者等の責任に帰さない環境条件による損傷。
- ③使用者及び第三者の故意又は過失による損傷。

#### (有償による修理又は交換)

「保証の範囲及び内容」に規定する要件を満たさない場合又は「保証の対象外」の規定に該当する場合におけるバルク貯槽の修理又は交換は有償とします。

社団法人 日本溶接容器工業会  
L P ガスバルク容器に関する保証規程

(目 的)

この規程は、社団法人日本溶接容器工業会の会員である容器製造業者(以下「製造業者」という。)が製造する LP ガスバルク容器の品質保証及び製品補償について、製造業者の責任とその範囲を明確にすることを目的とします。

(適用範囲)

この規程は、LP ガスバルク容器(但し、内容積が 500 リットル以上の容器は含まない。以下「バルク容器」という。)であって、次の各号に該当するものに適用します。

- ① 高圧ガス保安法第 44 条に定められた容器検査に合格したものであること。
- ② 前号の容器検査に合格した旨を示す同法第 45 条又は同法第 49 条の 25 の刻印等がなされたものであること。

(保証の範囲及び内容)

製造業者は、バルク容器(製造業者が装備した「附属品」及び「附属機器」を含む。以下同じ。)が「通常の使用状態」で使用されたにもかかわらず、引渡し後 18 ヶ月の期間内に、「使用上の支障」が生じた場合において、その原因が製造業者の責任に帰することが明白な場合には、無償にて当該支障を生じた箇所の修理又は交換を行います。

上記の規定にかかわらず、第 1 回容器再検査後の初回充填時までに溶接の欠陥が発見され、それが原因で「使用上の支障」が生じた場合には、製造業者は無償にて当該支障を生じた箇所の修理又は交換を行います。但し、この場合は、引渡し後 5 年 6 ヶ月までを限度とします。

(定 義)

「附属品」とは、容器保安規則第 13 条に定められるものをいいます。

「附属機器」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)施行規則第 19 条第 1 号によりバルク容器に装着される附属品以外の機器であって次のものをいいます。

- ① 液面計、② 過充てん防止装置、③ 液取入弁用カップリング、④ 均圧弁用カップリング(装着された場合)、⑤ ガス放出防止器(製造業者が供給した場合)

「通常の使用状態」とは次のすべての要件を満たす状態をいいます。

- ① 引渡し後、使用者による加工が行われていないこと。
- ② 製造業者が支給する取扱説明書に従って取り扱われていること。
- ③ 液化石油ガス保安規則第 58 条第 2 号及び液石法施行規則第 16 条第 9 号に規定された「転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な 取扱いをしないこと」、並びに同規則第 18 条に規定された「転落、

転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること」が遵守されていること。

- ④バルク容器が液石法第 16 条の 2 及び同法第 37 条に規定された供給設備として供される場合にあつてはこれらの法に定められている技術上の基準に、又、これらの法以外に定められた供給設備として供される場合にあつてはその適用される関係法令で定められている技術上の基準に適合するよう設置され取り扱われていること。
- ⑤バルク容器が液石法施行規則第 36 条第 1 項第 1 号に規定された点検が同施行規則第 36 条第 1 項第 2 号に規定された点検者により、又、これらの法以外に定められた供給設備として供される場合にあつてはその適用される関係法令で定められている点検者により点検がなされていること。

「使用上の支障」とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①気密性が失われた状態。
- ②「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」に規定する基準を満たさない状態。
- ③製造業者によって装備された附属品が容器保安規則第 17 条に定められた附属品としての性能を発揮しない状態。
- ④製造業者によって装備された附属機器がバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示に定められた附属機器としての性能を発揮しない状態。

#### (損害賠償)

バルク容器が「通常の使用状態」で使用されたにもかかわらず、製造業者と保険会社との契約で定めた生産物賠償責任保険の有効期間内に、明らかにバルク容器が原因と特定できる事故が発生し、その結果、人的・物的な損害を生じた場合、製造業者は、生産物賠償責任保険の範囲においてその損害を補償します。

#### (保証の対象外)

次のいずれかに該当する損傷は、保証の対象としません。

- ①LP ガス及び LP ガスを供給する周辺機器に起因する損傷。
- ②風水害、雪害、地震、落雷等の天災並びに火災、塩害、ガス害等の製造業者の責任に帰さない環境条件による損傷。
- ③使用者及び第三者の故意又は過失による損傷。

#### (有償による修理又は交換)

「保証の範囲及び内容」に規定する要件を満たさない場合又は「保証の対象外」の規定に該当する場合におけるバルク容器の修理又は交換は有償とします。